

長岡市ひきこもり支援ネットワーク設置要領

(趣旨)

第1条 行政機関及び関係機関が連携し、ひきこもり当事者及びその家族の支援に取り組むことを目的として、長岡市ひきこもり支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置する。

(役割)

第2条 ネットワークの役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ひきこもりの実態把握及び課題の共有
- (2) 関係機関相互の協力関係の構築
- (3) ひきこもり当事者及びその家族への支援
- (4) 就職氷河期世代活躍支援事業との連携を図ること
- (5) その他ひきこもり支援に関して必要な事項

(構成)

第3条 ネットワークは別表に掲げる機関の職員で組織する。また、アドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第4条 ネットワークの事務局は、長岡市福祉保健部福祉課ひきこもり相談支援室に置く。

(会議)

第5条 ネットワークの会議は、福祉保健部福祉課長が招集し、年1回以上必要に応じて開催する。

(秘密の保持)

第6条 ネットワークを構成する者は、個人情報を含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則 この要領は、令和7年2月4日から施行する。

別表(第3条関係)

長岡市社会福祉協議会
ひきこもりの子を持つ親の会「すだちの杜」
KHJ 長岡フェニックスの会
長岡地域若者サポートステーション
新潟県ライフサポートセンター
長岡公共職業安定所
ながおか市民協働センター
ひきこもりさんの居場所 こんぺいとう
認定特定非営利活動法人 UNE
特定非営利活動法人希望の会福社会
長岡保健所
長岡市パーソナル・サポート・センター
医療法人崇徳会 こころのクリニックウィズ
健康増進課
生活支援課
長寿はつらつ課
産業立地・人材課
学校教育課
福祉課